

聖泉看護学研究 投稿規程

1. 趣旨

この規程は、聖泉看護学研究の発行に必要な事項を定める。

2. 発行

原則として毎年度 1 回発行する。

3. 投稿者の資格

原則として、聖泉大学看護学部の教員、聖泉大学院看護学研究科在学生または修士等が、第一著者あるいは共著者であること。ただし、学術誌編集委員会（以下「編集委員会」という）から依頼された原稿に関してはこの限りではない。また、編集委員長の判断により投稿を認める場合がある。

4. 論文種別

論文種別は、総説、原著、研究ノート、資料、その他とし、国内外を問わず未発表のものに限る。

種別	内 容
総説	看護活動や看護教育に関する研究の総括、解説、提言など。
原著	研究が独創的で、オリジナルなデータ、資料に基づいて得られた知見や理解が示されており、目的、方法、結果、考察、結論、等が明確に論述されているもの。
研究ノート	内容的に原著論文に及ばないが、ある研究の方向性が示され、発表の価値が認められるもの。
資料	保健・医療・福祉の向上・発展に貢献する資料など。
その他	編集委員会による企画記事、看護活動や看護教育に関する取り組みや報告、論文の紹介、海外の学術集会への参加報告など。

5. 倫理的配慮

人および動物が対象である研究は、倫理的配慮を行い、論文にもその旨を明記する。また、倫理審査委員会（もしくはそれに相当するもの）での承認が必要であった論文については研究倫理審査委員会の承認を受け、承認番号を記載する。

6. 利益相反（COI）

1) 研究の成果にバイアスがかかっているかを判断する材料となるよう利益相反（Conflict of Interest : COI）の開示が必要である。著者全員が研究内容に関係する企業・組織または団体との 1 年以内の利益相反状態について「利益相反申請書」に自署名し、PDF にて送付する。

2) 当該研究の遂行や論文作成において、利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、そ

の旨を「謝辞」の次に「利益相反」の項目を設けて記載する。利益相反状態が存在しない場合には、「利益相反は存在しない」と記載する。

7. 投稿手続き

1) 投稿者は、メールで投稿希望の旨を連絡（kango-journal@seisen.ac.jp）する。その際、論文題目、著者名、所属機関名とともに、総説、原著、研究ノート、資料、その他の中から希望する論文種別を記載する。

2) 編集委員会からの返信内容に従い、送付データには全てパスワードを付け、指定された期日までに論文を投稿する。

8. 原稿受付および採択までの流れ

1) 編集委員会は投稿原稿を受理した後、投稿者にその旨を通知する。メールで原稿を受け取った日を受付日とする。

2) 投稿規定に従っていない場合は受け付けないことがある。

3) 投稿された論文は、学内外の研究者が査読を行い、編集委員会での協議を経て、採否を決定する。なお、査読者は論文種別や論文題目・研究方法等により、編集委員会が選定し依頼する。

4) 編集委員会の判定により、原稿の修正および原稿の種類の変更を求めることがある。編集委員会は採否の理由を付して投稿者に通知する。

5) 投稿者は編集委員会に指定された期日までに必要な修正を行い、再投稿する。

6) 採用が決定した場合は、その旨を投稿者に通知し、最終原稿は電子媒体での提出を求める。

7) 採用が決定した論文は、著者校正を 1 回程度行う。但し、校正時の大幅な加筆は認めない。

8) 原稿の提出は、原則、メールであるが、郵送の場合は封筒の表に「聖泉看護学研究原稿」と朱書きし、聖泉大学看護学部学術誌編集委員会宛て（〒521-1123 彦根市肥田町 720 番地）に電子媒体を書留郵送する。費用は投稿者が負担する。郵送された電子媒体は返却しない。

9. 執筆要領

投稿原稿の執筆要領は別に定める。

10. 著作権

1) 掲載原稿の著作権は編集委員会に帰属する。掲載後は編集委員会の承諾なしに他紙に掲載することを禁ずる。著者全員が「著作権移譲承諾書」に自筆署

名し，編集委員会に PDF で送付する．

2) 原稿が採択された場合は，原本を編集委員会に送付する．論文題名に変更があった場合，「著作権移譲承諾書」には最終確定した論文題名を記入して送付する．送付にかかる費用は投稿者が負担する．

3) 原本は編集委員会で 2 年間保管し，その後破棄する．

11. 掲載料・別刷

掲載料は無料とする．但し，特殊な図表等で特別な経費を要した場合には著者負担とする場合がある．

別刷は希望者のみとし，費用は著者負担とす．